

3 2020 March

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に通ずる期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土																																			
1 友引	2 先負 外国人雇用状況届出書(1月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(1月分)	3 仏滅	4 大安	5 赤口	6 先勝	7 友引																																			
8 先負	9 仏滅	10 大安 2月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(2月雇入分)	11 赤口	12 先勝	13 友引	14 先負																																			
15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負 春分の日	21 仏滅																																			
22 大安	23 赤口	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝																																			
29 友引	30 先負	31 仏滅 外国人雇用状況届出書(2月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分) 単独有期事業の労働保険料分割納付第4期の納付			2020 4 <table> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> </table>		日	月	火	水	木	金	土	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
日	月	火	水	木	金	土																																			
5	6	7	8	9	10	11																																			
12	13	14	15	16	17	18																																			
19	20	21	22	23	24	25																																			
26	27	28	29	30																																					

3 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- 2月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 3月10日(火)まで
- 令和2年1月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(火))まで
- 令和2年7月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(火))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち4月・7月・10月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(火))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち12月・1月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(火))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(2月雇入分)
→ 3月10日(火)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の2月雇入・離職分)
→ 3月31日(火)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分)
→ 3月31日(火)まで

- 単独有期事業の労働保険概算保険料分割納付第4期分の納付
★単独有期事業は、概算保険料が75万円以上等で年4回に分割納付が可能。
→ 3月31日(火)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

災害に伴う所得税確定申告と 社会保険料(従業員個人向け)

令和元年は何度か大きな災害に見舞われましたが、台風等により住宅や家財等に損害を受けた場合、所得税や社会保険料の特例措置があります。

【税務上の特例措置】

確定申告にて雑損控除又は災害減免法により所得税の減額が受けられる場合があります。損害の金額や所得金額等により適用可否・有利不利が分かれますので、詳しくは「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1110(雑損控除)」や「No.1902(災害減免)」をご覧ください。

【労務上の特例措置】

世帯員に国民年金1号被保険者(一定収入がある配偶者等)がいるが、災害で大きな被害を受け国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により国民年金保険料が免除される場合があります。詳しくは日本年金機構ホームページの「被災された被保険者のみなさまへ、国民年金保険料の免除についてのお知らせ」をご覧ください。



で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



永年勤続の表彰金にも給与課税?

長年にわたって勤務している人に感謝の気持ちを表すために、永年勤続表彰として記念品を授与する会社はたくさんあり、その場合に会社は経費処理を行い、受け取った従業員は通常、給与課税されることはありません。

しかし、記念品を短期間に何度も授与したり、記念品に代えて現金や商品券等（自由に記念品を選択できるカタログギフトを含む）を授与する場合には、従業員に給与課税されることがありますので注意が必要です。

● 永年勤続表彰の税務上の取扱い

(1) 記念品を授与する場合

長年にわたり勤務している従業員の表彰にあたり授与する記念品で、下記の要件を満たす場合には、受け取った従業員に給与課税されることはありません。

- 1 その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当金額以内であること
- 2 勤続年数がおおむね 10 年以上である人を対象としていること
- 3 2 回以上表彰する場合には、おおむね 5 年以上の間隔があいていること

(2) 金銭又は商品券等を授与する場合

会社が金銭又は商品券を授与した場合は、会社は経費処理をすることができますが、受け取った従業員は金額に関係なく給与課税されます。

また旅行券やカタログギフトを授与する場合も、実質的に金銭を授与したことと同様なので、受け取った従業員は給与課税されます。

ただし、旅行券の授与で下記の要件を満たす場合には給与課税されません。

- 1 旅行の実施は、旅行券の授与後 1 年以内であること
- 2 旅行の範囲は、授与した旅行券の金額からみて相当なもの（海外旅行を含む）であること
- 3 授与を受けた旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等）を記載し、旅行先等を確認できる資料を添付して会社に提出すること
- 4 旅行券の授与後 1 年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、使用しなかった旅行券を会社に返還すること



ここにも**注目!**

会社によっては、入社から5年で表彰する場合がありますが、記念品の金額が僅少であっても、「勤続年数がおおむね10年以上である人を対象」の要件を満たさないことから、給与課税の指摘を受けることがあります。